意　見　書(医師記入)

かつらぎ第二保育園　園長 殿

園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日　生

(病名)　　(該当疾患に☑をお願いします)

□麻しん (はしか)
□新型コロナウイルス感染症
□風しん
□水痘（水ぼうそう）
□流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
□結核
□咽頭結膜炎（プール熱）（アデノウイルス感染症）
□流行性角結膜炎
□百日咳
□腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)
□急性出血性結膜炎
□侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年　　月　　日から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書には症状の改善が認められた段階で
記入することが可能です。
※かかりつけ医の皆さまへ
保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行を
できるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、
上記の感染症について意見書の提出をお願いします。
※保護者の皆さまへ
上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により
集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する場合には、
この「意見書」を保育園に提出して下さい。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、 かつ症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、 検体採取日を０日目として、 ５日を経過すること
風しん	発疹出現の前７日前から ７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現１～２日前から 痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	－	医師により感染の恐れ」がないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱） （アデノウイルス感染症）	発熱、充血など症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められていること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療を終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157・O26・O111等)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子供については、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	－	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	－	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。